五入する。）

D　当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の地域手当の級地（当該級地に係る地域区分は、第11条第1項第1号並びに第2項及び第3項の規定の例による。）につき別表第一に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市（指定都市を除く。）町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口（当該都道府県の区域内の指定都市の人口を除く。）で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が1.000に満たないときは、1.000とする。）

3　都道府県の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

0.9948 ＋ 0.0052 ×［0.5 ×｛（A ＋ B）＋ 1｝＋ 0.5 × C］

（A ＋ B）＋ 1 が 2.400 を超えるときは 2.400 とし、0.000 に満たないときは 0.000 とし、算式の符号 B の算式の符号 a が 97.2 以上のときは、（A ＋ B）＋ 1 が 1.000 に満たないときであつても、（A ＋ B）＋ 1 は 1.000 とする。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

［a －｛（b ＋ c ＋ d）／ 3｝］× 0.5

（b ＋ c ＋ d）／ 3 に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（a － 97.2）× 0.5

［略］

C　710,000 を当該都道府県の測定単位の数値に段階補正係数を乗じて得た数で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

4　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 11.3）

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 2 条第 3 項又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第 2 条第 3 項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合

D　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地（当該級地に係る地域区分は、第11条第1項第1号並びに第2項及び第3項の規定の例による。）につき別表第一に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が1.000に満たないときは、1.000とする。）

3　都道府県の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

0.9947 ＋ 0.0053 ×［0.5 ×｛（A ＋ B）＋ 1｝＋ 0.5 × C］

（A ＋ B）＋ 1 が 2.650 を超えるときは 2.650 とし、0.000 に満たないときは 0.000 とし、算式の符号 B の算式の符号 a が 96.7 以上のときは、（A ＋ B）＋ 1 が 1.000 に満たないときであつても、（A ＋ B）＋ 1 は 1.000 とする。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.650 を超えるときは 1.650 とする。）

算式

［a －｛（b ＋ c ＋ d）／ 3｝］× 0.5

（b ＋ c ＋ d）／ 3 に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（a － 96.7）× 0.5

［同左］

C　690,000 を当該都道府県の測定単位の数値に段階補正係数を乗じて得た数で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

4　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 11.3）

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 2 条第 3 項又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第 2 条第 3 項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合